

平成27年(ワ)第9316号 地位確認等請求事件

原告 村上 定 幸

被告 宗教法人日本フリーメソジスト教団 外1名

### 準備書面 (2)

平成28年2月22日

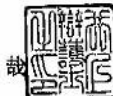
大阪地方裁判所 第5民事部6係 御 中

被告ら訴訟代理人

弁護士 井 上 隆 晴



弁護士 井 上 卓 敬



弁護士 高 橋 康 介



原告の準備書面(1)の求釈明に対する回答及び反論

#### 1 答弁書第2項(2)に関する求釈明について

「むこうの教会を食いつぶしてきた」との発言は、被告教会の会堂建築が具体的に以前に開かれた役員会（原告が被告教会に赴任した年の平成24年だと思われるが、日時は不明。）で、会堂建築積立金を牧師謝儀のために切り崩すこ

とが話題になったとき、原告が、役員会に出席していた責任役員らの前でものである。

#### 2 答弁書第2項(3)に関する原告の主張に対して

原告は、「和田氏は、些細な一事を最大限に誇張して発言する等かなり問題のある人」と主張するが、和田光司は、被告教会の責任役員であり、毎週礼拝にも出席し、責任役員の責務も果たしており、決して問題のある人物ではない。

#### 3 答弁書第2項(4)ないし(7)に関する原告の主張に対して

(1) 原告は、被告教会の会堂の「建築工事については殆ど原告夫妻が富澤建築士に代わって監理する様な始末で、木村氏に至っては殆ど原告夫妻に任せっきりという消極的態度に終始しながら、事ある毎に原告夫妻の行動を偏見視してきた」と主張するが、原告が、建築工事に関する重大な決定事項について責任役員に相談せずに独断で決定し、責任役員に決定事項や事実を伝えていなかったため、木村は工事の内容を把握できなかっただけであり、消極的態度に終始していたものではない。

(2) 下方一弘は、被告教会で洗礼を受けたが、現在は被告教会の会員ではなく、和歌山シオン教会の会員である。下方は、被告教会の会堂建築が始まってから被告教会に関わるようになり、「安くなるからタマホーム（下方の知り合いの施工業者）にしろ。」とか要求し、建築中も部外者でありながら被告教会に来て施工業者に文句を言ったり、怒鳴ったりして工事を妨害していた。

下方の父である下方良夫は、被告教会の会員ではあるが、原告が主張するように「下方はしばしば車椅子の父親（80歳）に同道して被告教会に来ている」ことはなく1回だけであり、平成27年4月以降は礼拝出席は全くない（なお、下方良夫は、80歳ではなく94歳である。）。また、下方一弘は、教会員でもないのに被告教会へ来て、原告の後任の件に

ついて批判をしたり、被告教団と被告教会を批判する手紙を「下方良夫、代筆  
下方一弘、中村美矢子」の連名で教団理事長と被告教会宛に送って来たりした。

(3) 富澤建築士が平成26年6月29日に提出した設計変更リストは、乙第12  
号証として提出する。

#### 4 答弁書第2項(ロ)に関する求釈明について

富澤建築士からの25万円の献金の申し出を断った経緯は、次のとおりである  
(乙第13号証の1～7)。

(1) 平成26年6月29日、教会懇談会(教会員であれば誰でも出席できる)で富澤建築士が、設計変更リスト(乙第12号証)をもとに、建築工事の変更点等について説明をした。このとき、部外者である下方一弘が、富澤建築士を恫喝し、建築費用の大幅な減額を求めた。その様子を見た木村信徒代議員が、富澤建築士をかばう発言をしたところ、原告は、木村信徒代議員の襟首をつかんで罵声を浴びせた。原告のこのような行動により、懇談会は散会となった。そのころ、富澤建築士は、原告と下方より、会堂建築の件で原告に迷惑を与えていることを理由に、幾ばくかのお金を原告に支払うよう求められ、下方より、振込先として原告の銀行口座を書いたメモを渡されたが、会堂建築に関することは教会の問題であると考え、そのメモを受け取らなかった。

(2) 同年7月20日、教会懇談会で、再度、富澤建築士が設計変更リスト(乙第5号証)をもとに説明をした。その席上、富澤建築士は、求められているお金を原告に直接交付することは意に沿わないことから、「教会に設計監理費用の1割の25万円を献金するという形でお返す。もし可能であれば、教会から原告へ感謝を表すことに用いて欲しい」旨を申し出た(乙第5号証の3頁(1))。このとき、懇談会に出席していた責任役員らは、初めて原告が富澤氏に対して金員の要求をしていたことを知った。

(3) 同年7月27日、定例役員会が開かれた。招集者は、代表役員であった原告

であり(教会規則第10条4項)、出席者は、原告のほか、責任役員の木村恵宣、和田光司、谷澤道信、川原憲彦、監事の古田弘文の合計6名である。このときの役員会で、富澤建築士からの25万円の献金の申し出は辞退すること及びそのことを原告から富澤建築士に伝えることを決定した。

#### 5 答弁書第2項(イ)に関する求釈明について

原告を除く責任役員と監事は、被告教会の牧師の交代を求める手紙を出すことを話し合い、平成26年11月2日、谷澤道信の自宅に上記の者が集まり、木村恵宣が作成した書面に全員が署名した(乙第6号証)。そして、同日付で木村が被告教団理事長に対して送付した。これは責任役員会の決議文ではないが、被告教会の原告を除く責任役員・監事的意思として、教団教規(甲第2号証)第117条を念頭に置いて送付したものである。

#### 6 答弁書第3項(1)に関する原告の主張について

一般的に、包括宗教法人と被包括宗教法人とは、共通の宗教目的や宗旨により統一的な組織体を編成しており、宗教上は包括・被包括の関係にあるが、宗教法人法のもと組織上は別法人であり、被包括宗教法人にも一定の独自性が認められ、包括宗教法人が、被包括宗教法人について何らかの制約事項を設ける場合には、包括・被包括の両団体の規則にその事項を定めなければ効力が認められないとされており(宗教法人法12条1項12号)、その反面、相互規定が存在する場合には、その制約は効力を有することになっていて、包括宗教法人と被包括宗教法人の規則のそれぞれに「被包括宗教法人の代表役員は包括宗教法人が任命する者を充てる」旨の規定があれば、その規定は拘束力をもつとされる(甲第14号証)。

これを本件でみるに、被告教団が被告教会の教会担当教師を任命した場合、当該教会担当教師が被告教会の代表役員の地位を有するということは、被告教団においては被告教団教規(甲第2号証)100条1項に、被告教会においては被告

教会規則（甲第4号証）7条1項に明確に規定されており、また、被告教会規則41条には「教団の教憲教規及び規則中、この法人に関係ある事項に関する規定は、この規則に定めるもののほか、この法人についても、その効力を有する。」と規定されていることから、被告教団と被告教会には相互規定が存在している。そのため、被告教団が教会担当教師に任命もしくは解任した場合は、その教会担当教師の地位の得喪に伴い、当然に被告教会の代表役員たる地位の得喪も決定されるのである（大阪高判昭和41年4月8日判例時報452号24頁参照）。

したがって、被告教団が、原告の被告教会の教会担当教師の任を解き、巡回教師に任命したことにより、被告教会の責任委員会の決議など経なくとも、当然に被告教会の代表役員たる地位を失うことになるのである。

#### 7 被告らと原告との法律関係に関する求釈明について

被告教団における教職や教師という地位は、被告教団の信徒のうち一定の条件を満たした者に与えられる宗教上の地位であり、それにより被告教団や各教会との間に雇用関係を創出するものではない。そのため、誰を教職として任命するか、また、どの教師として任命するかについては、被告教団内部の決定事項であり、裁判所の審判の対象に馴染むものではない。

教職は、教会担当教師、神学教師、教務教師、巡回教師、休職教師、引退教師のいずれかの教師として被告教団から任命され（被告教団教規98条）、上記のとおり教会担当教師に任命された者は、被包括法人たる各教会の代表役員に自動的に充てられるが、宗教上の地位の設定であって、そこに法律関係が生ずるものではない。

また、教会担当教師に対しては、謝儀が支給されるが、これは被告教団から支出されるものではなく、被包括法人たる各教会の教会総会で金額が決定され、各教会から支給されるものである。したがって、被告教団と教会担当教師とされた原告には雇用関係が生ずるものではない。

さらに、被告教会との関係では、原告は、被告教会の代表役員となり、代表者たる地位となったのであるから、被告教会とも雇用関係にたつものではない。

既に被告準備書面(1)で主張したように、教師としての活動は、あくまで奉仕である。財政の厳しい教会においては、教会担当教師に対して十分な謝儀を出すことができないところもあるが、そのような場合でも、教会担当教師は、他にアルバイトをしたり、家族が他の仕事をしたりするなどして、生活を維持しながら教会を運営していく使命があるのである。

以上のことからすると、被告教団の教師（教会担当教師だけではなく巡回教師等も含む。）と、被告教団及び各教会との法律関係は、一般的な雇用関係や委任関係にたつものではなく、包括宗教法人及び被包括宗教法人の関係に基づく、内部で自立的に決定されるべき宗教上の特殊な関係にあるものと理解せざるを得ないのである。